

令和3年度関東圏等起業家ネットワーク構築事業委託業務 応募要項

本要項は、県内起業家がより大きなマーケットでの展開を図ることを目的として、関東圏にコワーキングスペース等を設置するとともに、大分にゆかりあるビジネスパーソンとのネットワーキングイベントを開催することにより、コミュニティの醸成や交流促進、マッチング等を通じて県内起業家の成長を促進し、また、県外で活躍するビジネスパーソンを招聘したイベントを県内で継続的に開催することにより、事業創造や販路拡大へとつながるよう調整し、さらに、県内中小企業の経営基盤を強化するため、高度経営人材をアドバイザーとして活用するなどの業務内容から構成される「関東圏等起業家ネットワーク構築事業」の実施に当たり、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定めるものです。

1 契約に付する事項

(1) 業務名

関東圏等起業家ネットワーク構築事業委託業務

(2) 業務内容

別紙のとおり

(3) 業務の履行期間

契約の日から令和4年3月15日まで

(4) 限度額

12,504,365円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

(1) 公益財団法人大分県産業創造機構（以下「機構」という。）が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人又は中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関であること。

(2) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者）及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

3 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は、次のすべての書類を提出してください。

○企画提案の提出書類（提出部数：正本 1部、副本（正本の写し） 6部）

- ①関東圏等起業家ネットワーク構築事業委託業務企画提案書（様式1）
- ②提案者概要書（様式2）
- ③事業内容（様式3）
- ④事業費積算書（様式4）
- ⑤セミナー、イベント等開催実績（様式5）
- ⑥誓約書（様式6）
- ⑦定款（法人のみ）
- ⑧役員名簿（法人のみ）
- ⑨直近1年間の事業報告書、収支計算書等（書式は自由です。）

4 企画提案書の提出

3の提出書類については、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

令和3年4月21日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送により、下記の提出先に提出してください。

(3) 提出先

公益財団法人 大分県産業創造機構

おおいたスタートアップセンター

〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第2 ソフィアプラザビル 5F

電話 097-534-2755 FAX 097-534-2760

5 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 提案書の審査

「おおいたスタートアップセンター委託業務企画提案競技審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定します。

(2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時及び場所については、別途通知します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査基準

概ね次のとおりです。

- ・企画提案内容が現実的で、実施可能なものか。
- ・確保する関東圏のコワーキングスペースは、県内の起業家にとって利便性が高く、インターネット環境が整備されており商談や打ち合わせができる場所として適切か。
- ・関東圏のコワーキングスペース等の利用状況等に応じて利用停止や新たな利用者の公募の方法は適切か。
- ・セミナー、イベント等の回数、曜日、時間の設定等に工夫があり、参加しやすいものとなっているか。
- ・大分にゆかりのあるビジネスパーソンとのコミュニティ醸成を東京等で行い、大分県内の起業家との交流促進やマッチング、フォローアップについての工夫がなされているか。
- ・高度経営人材の活用を図る周知イベント等の情報発信について効果的な内容となっているか。
- ・本事業実施に関する知見、ノウハウ、実績を有しているか。
- ・関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか。
- ・事業終了後、参加者に有益な付随的効果が期待できるか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、採択する事業を選定後、提案者あて通知します。

なお、審査等に関する照会、問合せには、一切応じられません。

6 業務委託契約の締結

機構は、審査の結果、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議の上、機構契約事務規程に基づき、業務委託契約を締結します。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容及び金額の変更を求めることがあります。

7 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとします。

8 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案に係る審査以外には使用しません。

(3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めません。

(4) 提案に係る費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

①提案書類の提出期限を過ぎた場合

②提案に参加する資格がない者が提案したとき

③住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(6) 提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

9 事業報告等

(1) 事業実施者は、事業実施状況について、別途指定する形式で報告書を作成し、機構あて提出すること。

(2) 機構は、実績報告書を受領した場合、その書類の内容を確認し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、又は、機構職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

10 留意事項

(1) 機構は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。

(2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

11 本企画提案競技に関する問合せ先

公益財団法人 大分県産業創造機構

おおいたスタートアップセンター

〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第2 ソフィアプラザビル 5F

電話 097-534-2755 FAX 097-534-2760

【問い合わせ受付期間】

令和3年4月8日（木）から令和3年4月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(別 紙)

業 務 内 容

1 目 的

次世代の県経済の担い手の育成を進めるためには、今後の成長が期待される事業分野や、社会的課題の解決に取り組む事業分野において、成長を志向するスタートアップやベンチャー型事業承継（以下「起業家」という。）を数多く創出する必要がある。

このため、より大きなマーケットでの展開を図ることを目的として、県内起業家と関東圏をはじめとした先輩起業家等とのネットワーク形成を行い、県内起業家の成長促進を図る。

また、経営チームの強化を通じた県内中小企業の経営基盤作りを推進する。

2 委託業務内容

(1) 関東圏のコワーキングスペース等の利用者の募集・PR・審査

- ・関東圏のコワーキングスペース等について、令和3年6月1日から令和4年2月28日までの間で県内起業家20名程度が無償で利用できる制度を構築すること。なお、その借料等は本委託費の中に含まれる。
- ・確保するコワーキングスペースは、大分県内の起業家にとって利便性が高く、Wifi等インターネット環境が整備されており、簡単な商談、打ち合わせができる場所であることとし、おおいたスタートアップセンターと打合せの上決定すること。
- ・起業家の利用方法については、簡素な方法を構築すること。
- ・当該制度の利用状況等に応じて利用停止や新たな利用者の公募を行うこと。なお、新たな利用者の公募を行う際は、多くの応募がなされるよう、ホームページやチラシ等様々な媒体を通じて事業のPRを行うこと。
- ・利用者の利用停止基準や選定方法については、おおいたスタートアップセンターと打合せの上決定すること。
- ・利用状況の調査を毎月行い、おおいたスタートアップセンターに報告すること。

(2) 関東圏等におけるビジネスコミュニティの構築

- ・6月から3月の間に合計6回、大分にゆかりのあるビジネスパーソン等を招へいたネットワーキングイベントを関東圏を中心に県外で開催すること。（1回あたり、30名規模を想定。）
- ・イベントの内容はおおいたスタートアップセンターと打ち合わせの上決定すること。
- ・県内の起業支援機関等において実施する起業セミナー等の取り組みと必要に応じて連携するなど、効果的な事業内容を検討すること。
- ・当該イベント参加者を中心に、大分ゆかりのビジネスパーソンのコミュニティ醸

成を行い、大分県内の起業家との交流を促進し、マッチングを行うとともに、フォローアップを行うこと。

- ・イベント内容及びマッチング状況をイベント開催の都度とりまとめておおいたスタートアップセンターに報告すること。

(3) 県外のビジネスパーソンを招へいたイベントの開催

- ・前述の関東圏を中心としたビジネスコミュニティ参加者をはじめとした県外のビジネスパーソンを招へいたイベントを大分県内で合計6回開催すること。
(1回あたり、20名規模を想定。)
- ・イベントの内容はおおいたスタートアップセンターと打ち合わせの上決定すること。
- ・県内の起業支援機関等において実施する起業相談窓口等の取り組みと必要に応じて連携するなど、効果的な事業内容とすること。
- ・イベントでは、県外のビジネスパーソンと県内起業家等の交流を促進する取り組みを行い、事業創造や販路拡大につながるよう調整するとともに、フォローアップを行うこと。
- ・イベント内容及び交流状況をイベント開催の都度とりまとめておおいたスタートアップセンターに報告すること。

(4) 経営チームの強化を通じた県内中小企業の経営基盤の強化支援

- ・県内中小企業が、前述の関東圏を中心とした起業家コミュニティ参加者をはじめとした高度経営人材(経営、販路拡大・開拓、生産性向上、新規事業創出、次世代育成等経営基盤の強化につながる人材。以下同じ。)をアドバイザーとして活用又は採用(副業形式での採用を含む。以下同じ。)した場合、受託者は、以下の①～③の項目について、12社を上限として助成を行う。なお、1社あたりの助成上限額は15万円とする。
 - ①高度経営人材のアドバイザーとしての招へいなど、高度経営人材の活用の試行にかかる謝礼
 - ②高度経営人材が県内企業へ面談等で訪問する際にかかる旅費・交通費
 - ③採用時に締結する業務委託契約書作成経費
(条件面の交渉が完了している案件に限る。なお、外注による実施も可とする。)
- ・上記①～③にかかる経費は、委託業務の実施期間中において、県内中小企業が高度経営人材等に支払った場合に、当該企業に対し、受託者が助成金として支払う。なお、高度経営人材の採用が決定した場合は、①～③すべてを助成対象とし、採用まで至らなかった場合は①、②を助成対象とする。
- ・制度運用に要する経費については、契約書記載の様式により経費項目等を適切に管理するとともに、支出証拠書類を整備・保管するものとし、利用企業が12社

に満たなかった場合又は1社あたり助成上限額15万円に満たなかった場合には、おおいたスタートアップセンターと協議のうえ、相当する金額について、委託金額の減額変更を行うこと。

- ・受託者は利用の申し出があった都度、当該高度経営人材の経歴や実績等が分かる資料と助成対象可否に関する受託者の意見を記した書面を、おおいたスタートアップセンターに提出し、おおいたスタートアップセンターの意見を踏まえて助成対象とするかどうかを決定することとする。なお、申し出時点で、既に採用が決まっている者は本助成の対象外とする。
- ・当該制度を周知するため、SNS等による情報発信等を行うこと。

(5) 報告書の作成

委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成すること。

(6) その他

- ・感染症予防対応のため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、委託者と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行う。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、委託金額の減額変更を行うものとする。

(様式1)

令和3年度関東圏等起業家ネットワーク構築事業委託業務 企画提案書

令和3年 月 日

公益財団法人大分県産業創造機構
理事長 吉村 恭彰 殿

所在地
法人名
代表者

令和3年度関東圏等起業家ネットワーク構築事業委託業務に、別紙のとおり関係書類を添えて応募します。

【担当者連絡先】

所 属

役 職 名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

(様式2)

提案者概要書

令和3年 月 日現在

名 称		
事務所の所在地	主たる事務所	〒 -
	県内の事務所	〒 -
設立年月日		
主な事業の概要		
収支状況	収入	千円
	支出	千円
職員数	常勤職員数	人
	非常勤職員数	人
提案事業内容 (概要)		
その他特記事項		

※団体案内（パンフレット等）があれば添付してください。

(様式3)

事業内容

(1) 事業コンセプト

※事業全体の実施方針、ねらい等について記載してください。

(2) 参加者募集方法等

※参加者募集に係る広報方法等について記載してください。

① 関東圏のコワーキングスペース等の利用停止や新たな利用者の公募

② 関東圏等におけるビジネスコミュニティの構築イベント

③ 県外のビジネスパーソンを招聘したイベントの開催

④ 経営チームの強化を通じた県内中小企業の経営基盤強化支援

(3) 具体的な実施方法

① 予定するコワーキングスペースの名称、所在地及び選定理由

② 関東圏等におけるビジネスコミュニティ構築のためのネットワーキングイベントの開催

③ 大分ゆかりのビジネスパーソンとのコミュニティの醸成及び県内起業家との交流促進、マッチング、フォローアップの取り組み

④ 県外ビジネスパーソンと県内起業家等との交流促進の取り組み及び事業創造や販路拡大につながる調整、フォローアップ

⑤ 経営基盤の強化支援紹介及び周知イベント・情報発信等

(5) 実施に係る独自の取組

※委託業務をより効果的に実施するために工夫する点について記載してください。

(6) 関係者との連携

※実施に当たって連携する事業体がある場合は、その内容について記載してください。

(7) 事業終了後の参加者に有益な付随的効果について

※事業終了後の参加者に有益な付随効果について記載してください。

(8) その他

※その他、本事業実施に当たって工夫する点等があれば記載してください。

(様式4)

事業費積算書

※本事業の実施に必要な経費をすべて記載すること。

※参加者から資料代実費相当額を「参加費」として徴することは差し支えない。

その場合は、積算額から当該参加費を差し引いた額を「差引事業費」とする。

区 分	金額 (円)	備 考
1 人件費		
2 謝金・報償費		
3 旅費・交通費		
4 通信運搬費		
5 消耗品費		
6 資料印刷費		
7 広告宣伝費		
8 会場借上料		
9 委託料		
10 その他事業に必要となる経費		
11 一般管理費 (上記事業費の8%程度)		
12 合 計		
13 参加費		
14 差引事業費 (12-13)		

(様式6)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、公益財団法人大分県産業創造機構が必要とする場合は、大分県を通じて、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和3年 月 日

公益財団法人 大分県産業創造機構

理事長 吉村 恭彰 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

法人・団体名

(ふりがな)

代表者氏名

代表者生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。